

交通死亡事故多発 「非常事態宣言」発令中

一瞬にしてわたしたちの幸せを奪い去る交通事故。今年に入り市内で死亡事故が多発し、すでに6人(平成19年6月末現在)の尊い命が奪われています。こうした事態を受けて篠山市交通安全対策連絡会

議(会長・篠山市長酒井隆明)は7月5日、交通死亡事故多発「非常事態宣言」を発令しました。ここでは、交通事故防止への取り組みを紹介するとともに、悲惨な交通事故をなくすため、今一度、交通安全の重要性を考えましょう。

■問い合わせ 生活部市民課 ☎5521-5242



(兵庫県警察本部提供)

市内の人身事故にかかると交通事故発生状況(平成19年6月末現在・速報値)をみると、件数が116件(昨年同期比41件減)、人数が148人(同70人減)と減少傾向にあるものの、死者数は6人(同5人増)と急増しています。このような中、篠山市交通安全対策連絡会議は7月5日、交通死亡事故多発「非常事態宣言」を発令。8月10日までを発令期間として、篠山警察署や篠山交通安全協会などの関係機関と連携して、交通事故防止に取り組みます。

発令に伴い、市は市役所本庁と支所に横断幕や懸垂幕を掲げ啓発するにしています。同連絡会議は、「非常事態宣言」の発令に先立つ6月21日、「高齢者交通事故防止対策部会(塚本幸隆部会長)を開催。部会では、高齢者の自転車やミニバイクなどに張り付ける「高齢運転者標識」を約2千枚作製し配布しました。

交通死亡事故多発「非常事態宣言」

篠山市では、今年に入り交通死亡事故が多発し、わずか半年で昨年比倍増の6人となり、残念かつ予断を許さない事態となっております。

市民、事業者、行政が、この危機的状況について認識をあらたにし、交通事故をなくし、尊い命を守るため、ここに交通死亡事故多発非常事態宣言を発令します。

「安心安全のまちづくり」をめざし、安全で快適な篠山市を実現することは、篠山市民すべての切実な願いです。

市民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図り、市民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを高め、交通事故の防止に取り組むことを宣言します。

平成19年7月5日
篠山市交通安全対策連絡会
会長(篠山市長) 酒井隆明

とともに、公用車に「非常事態宣言」のステッカーを張り注意を喚起。同連絡会議でも、市内幹線道路に啓発のぼりを立てるとともに、小・中学校、高校および事業所にチラシを配布して事故防止を訴えていきます。



ささやま
「高齢運転者標識」ステッカー(縦7.5cm・横4.5cm)

篠山市の宝を守るため 事故防止に全力で取り組む

多発する高齢者の交通死亡事故。相次ぐこの悲惨な事故を受けて、小林交通課長は「篠山市の宝である高齢者が犠牲となられたことに、怒りと悲しみを感じます」と話されます。現在市内では、3年ぶりとなる交通死亡事故多発「非常事態宣言」を発令。この状況の中で、「篠山警察署は、飲酒運転、速度超過、交差点関連違反(信号無視・一時不停止・横断歩行者妨害など)の取り締まりを重点的に

行っています」と話されます。さらに、「車両後部」に巨大な電光掲示板を設置した「サインカー」で、市内を巡回しています」とその取り組みを話されます。また、7月4日に28の関係機関などによる「篠山市交通安全対策連絡会議」が開催。7月17日には同連絡会議による交通事故防止キャンペーンとして、市内4カ所のショッピングセンターなどで、高齢運転者標

識」を配布し、事故防止を呼び掛けました。さて、8月1日から10日まで、交通安全県民運動・夏の交通事故防止運動が実施されます。「これから夏休みを迎え、多くの方が篠山を訪れることになりましたが、市外から訪れる方に対しても積極的に啓発を行います」と小林課長。最後に、「これ以上悲惨な事故を繰り返さないよう、事故防止に全力で取り組んでいきます」と力強く話されています。



篠山警察署交通課長
こばやしりょうた
小林竜太さん

交通事故防止の心得

市内の交通事故死者数は6人中6人が高齢者です。その原因として、交差点での事故、高齢者が道路を横断中に車にはねられる事故、高齢者のドライバーが要因となる事故があります。皆さん、次のことに注意して、交通事故防止に努めましょう。

◎早めにライトを点灯し、自車の存在をアピールするとともに、歩行者や他車をいち早く発見しましょう。

◎薄暮時から夜間にかけて外出される歩行者・自転車の方は、タスキなどの反射材を活用し、運転者から発見されやすいようにしましょう。

◎信号や一時停止などの交通ルールを守り、譲り合いの精神をもって安全行動を心掛けます。

◎隣近所や家族で話題にするなど、交通安全に関心をもち、注意しましょう。



電光掲示板付車両「サインカー」。ドライバーに交通安全を呼び掛けます

男女が互いの人権を尊重しながら、責任や喜びを分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現。

篠山市では、平成14年3月に「篠山市男女共同参画プラン」を定め、取り組みを推進してきました。そして、平成19年3月には、近年の社会状況などに合ったプランの見直しを行い、「フィフティプラン（篠山市男女共同参画プラン後期計画）」と参画で共に拓こうゆめ・未来を策定しました。ここでは、「フィフティプラン」の概要と、プランの策定に取り組まれた委員の皆さんの声をご紹介します。ながら、わたしたちにできる男女共同参画社会を一緒に考えたいと思います。

■問い合わせ 人権推進部男女共同参画課

☎5525117

フィフティプランの基本理念と基本目標

基本理念

男女の人権尊重
あらゆる分野への男女共同参画
男女がともに安心して暮らせる社会づくり

基本目標Ⅰ 男女が互いに認めあい、尊重しあうまち

男女共同参画社会の実現のためには、法や制度の改正とともに人々の意識が変わることが重要です。男女が互いに認めあい、尊重しあう思いやりの心が、人々の行動を変え、また法や制度、慣習などをも変え、住みよい社会をつくっていきます。

基本目標Ⅱ 男女がともに地域づくりを担うまち

地域の運営は、男女を問わず、多くの人々によって支えられています。市民1人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと、安心して暮らしていける地域をつくるためには、地域づくりの活動に男女がともに参加してだけでなく、地域づくりの方針や方向性を決定する過程に、男女がともに参画することが必要です。

基本目標Ⅲ 男女がともに仕事と家庭を担うまち

男女がともにその個性と能力を発揮し、仕事と家庭生活に参画することは、生き方の選択の幅を広げ、より豊かな生活をおくることにつながります。

基本目標Ⅳ 市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち

男女共同参画社会の実現は、行政のみで達成できるものではありません。市民活動などの活性化とともに、市民と行政がパートナーシップを構築し、一体となって取り組むことが重要です。

参画で共に拓こうゆめ・未来

フィフティプランを策定



男女共同参画を推進します。誰もが住みよい社会を実現するために——

男女共同参画の推進には自己改革が必要

女性の自立を支援するために、プラン策定に携われた長澤みさ子さん。これまで、兵庫県男女共同参画推進員や篠山市女性委員会委員などを務められ、男女共同参画センターの設置に向けて取り組んでこられました。今回の「フィフティプラン」の策定を受けて、「市民の皆さんの意識調査の結果を基に見直しができ、大変満足しています」と話されます。

篠山市の男女共同参画に向けての市民意識調査の結果、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方が今も根強く残り、市民の皆さん1人ひとりの自己改革が求められています。「今後は、啓発や研修などを通じ

て、1人でも多くの方に男女共同参画意識を高めてもらい、住みたいまちささやまの実現に向けて取り組んでいきたいです」とほほ笑みながら話されています。



男女共同参画プラン策定委員長
ながさわみさ子さん(大山下)

男女共同参画意識を高め女性が参画できる社会に

兵庫県男女共同参画推進員や男女共同参画プラン策定委員として、男女が対等なパートナーとして参画できるまちづくりに取り組まれている山崎玄夫さんは、「フィフティプラン」を策定しましたが、男女共同参画に対する市民の皆さんの認識は依然として低いものがあります」と話されます。

篠山市では、家庭や地域から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進員を自治会ごとに設置。そして、男女共同参画意識の啓発に取り組んでいます。しかし、一般的に地域活動に参加する女性は多いものの、自治会役員に就く女性の割合は



男女共同参画プラン策定副委員長
やまざき 玄夫さん(川阪)

まだまだ低いのが現状です。「男女共同参画社会の形成には、まず地域の皆さんの意識改革が大切です。地域によって事情は異なりますが、女性が参画できる環境を整えていくことが必要ですね」と期待を込めて話されています。

男女共同参画社会実現のために

「男女共同参画」というと、とても難しいことのように思えますが、そんなことはありません。男だから、女だからこうしなければならない」という意識にとらわれず、お互いを対等なパートナーとして認め合う意識をもつことです。まず、日常の中で「これは何か変だ」と感じるものが

大切で。例えば、こんなことも男女共同参画の推進につながります。

- ①結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えています。家事を分担し、家族みんなで協力しましょう。
 - ②地域の役員に男性だけがあるのではなく女性も参画して、地域に関する決定に互いの意見を反映させましょう。
- このように、男女共同参画社会の実現に1人ひとりが考え、行動しましょう。

男女共同参画プランの策定経緯

少子高齢化社会に入り、男女共同参画社会の実現はこれまで以上に求められています。国では、男女が共に歩む社会づくりを推進するため、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受け、篠山市では平成11年4月に企画課内に女性政策係を設置するとともに、女性の視点からまちづくりの提言をいただくため、「篠山市女性委員会」を発足。平成14年3月には、庁内で組織する篠山市女性政策推進本部を中心に、市民の皆さんから得たアンケート調査結果をもとに、「篠山市男女共同参画プラン」

(平成14年度～平成23年度)を策定しました。また、平成17年10月にはプラン策定後の社会状況や男女を取り巻く環境の変化などを受けて、「篠山市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、中間見直しを行いました。この委員会は公募および推薦による市民委員5人と市職員10人の計15人で構成。平成19年3月には、後期計画となる「フィフティプラン」(右表参照)を策定しました。

今後は、このプランに基づき、地域の男女共同参画意識の高揚に向けて、男女共同参画推進員の設置や、人材育成のための研修・セミナーの開催、市審議会への女性委員の登用、